

3 / 28 (木) の発表



報道発表資料の配付日時 3月28日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	インフルエンザ、咽頭結膜熱及びA群溶血性レンサ球菌咽頭炎警報の発令について																																					
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																																				
		発表場所																																				
概要	<p>根室保健所管内の定点あたりのインフルエンザ、咽頭結膜熱及びA群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者報告数が警報基準値を超えたため、警報を発令したので、お知らせします。</p> <p>患者報告状況 ※第12週の患者報告数は速報値 (表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第8週 (2/19~2/25)</th> <th>第9週 (2/26~3/3)</th> <th>第10週 (3/4~3/10)</th> <th>第11週 (3/11~3/17)</th> <th>第12週 (3/18~3/24)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">インフルエンザ</td> </tr> <tr> <td>1(0.50)</td> <td>3(1.50)</td> <td>15(7.50)</td> <td>57(28.50)</td> <td>61(30.50)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">咽頭結膜熱</td> </tr> <tr> <td>0(0.00)</td> <td>0(0.00)</td> <td>0(0.00)</td> <td>0(0.00)</td> <td>10(10.00)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</td> </tr> <tr> <td>4(4.00)</td> <td>3(3.00)</td> <td>12(12.00)</td> <td>3(3.00)</td> <td>9(9.00)</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回警報 インフルエンザ 令和5年(2023年)11月24日~令和6年(2024年)1月25日 咽頭結膜熱 平成30年(2018年)6月19日~6月29日 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 令和6年(2024年)3月13日~3月21日</p>			第8週 (2/19~2/25)	第9週 (2/26~3/3)	第10週 (3/4~3/10)	第11週 (3/11~3/17)	第12週 (3/18~3/24)	インフルエンザ					1(0.50)	3(1.50)	15(7.50)	57(28.50)	61(30.50)	咽頭結膜熱					0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	10(10.00)	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎					4(4.00)	3(3.00)	12(12.00)	3(3.00)	9(9.00)
第8週 (2/19~2/25)	第9週 (2/26~3/3)	第10週 (3/4~3/10)	第11週 (3/11~3/17)	第12週 (3/18~3/24)																																		
インフルエンザ																																						
1(0.50)	3(1.50)	15(7.50)	57(28.50)	61(30.50)																																		
咽頭結膜熱																																						
0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	10(10.00)																																		
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎																																						
4(4.00)	3(3.00)	12(12.00)	3(3.00)	9(9.00)																																		
参考	(添付資料)「インフルエンザ警報の発令について」、「咽頭結膜熱の流行について(警報)」、「A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の流行について(警報)」																																					
報道(取材)に当たってのお願い	広く注意喚起を行っていただきますようお願いします。																																					
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク																																				
		(場所)																																				

担当 (連絡先)	北海道根室振興局保健環境部保健行政室(北海道根室保健所) 健康推進課長 菊池 学 TEL 0153-23-5161 (内線 6-825-3)
-------------	--

インフルエンザ警報の発令について

令和6年(2024年)3月28日(木)15時00分

北海道根室保健所
(北海道根室振興局保健環境部保健行政室)
電話 0153-23-5161

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第12週(令和6年3月18日~令和6年3月24日)において、根室保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数は、警報基準値である30人以上(30.50人)となりましたので、まん延を防止するため根室保健所管内では警報を発令します。

今後、根室振興局管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 インフルエンザの感染予防

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしてください。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度(50%~60%)を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

2 インフルエンザとは

インフルエンザは、のどの痛み、鼻水、くしゃみ、咳などの症状のほかに、38度以上の発熱、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れる、インフルエンザウイルスを病原とする気道感染症です。インフルエンザの発生は、毎年11月下旬から12月上旬頃に始まり、翌年の1~3月頃に患者数が増加します。

また、気管支炎や肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんや脳症などを併発して、重症化することもあるため、高齢者や小児では特に注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)

	第8週 (2/19~2/25)	第9週 (2/26~3/3)	第10週 (3/4~3/10)	第11週 (3/11~3/17)	第12週(速報値) (3/18~3/24)
根室保健所	1 (0.50)	3 (1.50)	15 (7.50)	57 (28.50)	61 (30.50)
全道	5,448 (24.21)	6,159 (27.37)	7,842 (35.01)	7,540 (33.66)	5,446 (24.31)
全国	82,843 (16.78)	68,981 (13.97)	79,670 (16.14)	85,162 (17.26)	- (-)

※ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握し、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値以上となった場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<インフルエンザ注意報・警報の発令基準>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	10	30	10

咽頭結膜熱の流行について（警報）

令和6年（2024年）3月28日（木）15時00分

北海道根室保健所
（北海道根室振興局保健環境部保健行政室）
電話 0153-23-5161

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年（2024年）第12週（令和6年3月18日～令和6年3月24日）において、根室保健所管内の定点あたりの咽頭結膜熱患者報告数が、警報基準値である3人以上（10.00人）となりましたので、まん延を防止するため根室保健所管内では警報を発令します。

今後、根室保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 咽頭結膜熱の感染予防

- 咽頭結膜熱は飛沫感染、接触感染を起こすため、流水と石けんによる手洗いやうがいがあります。
- 感染症との密接な接触は避けましょう（タオルなどは別に使いましょう）。
- 衛生を保つため、プールからあがった時は、シャワーを浴び、うがいをしましょう。

2 咽頭結膜熱とは

アデノウイルスの感染により、発熱（38～39度）、のどの痛み、結膜炎といった症状を来す、小児に多い病気です。

プールでの接触やタオルの共用により感染することもあるので、「プール熱」とも呼ばれることもあります。季節によらず年間を通じて発生しますが、6月頃から徐々に増え始め、7～8月にピークとなります。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの咽頭結膜熱患者報告状況

（表示は、「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)	第11週 (3/11～3/17)	第12週(速報値) (3/18～3/24)
根室保健所	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	10 (10.00)
全道	308 (2.22)	327 (2.35)	268 (1.94)	242 (1.75)	- (-)
全国	2,642 (0.84)	2,994 (0.95)	2,748 (0.88)	2,593 (0.83)	- (-)

※ 全道の咽頭結膜熱流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）咽頭結膜熱警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、根室保健所管内の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<咽頭結膜熱警報の発令基準>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	3	1

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の流行について（警報）

令和6年（2024年）3月28日（木）15時00分

北海道根室保健所
（北海道根室振興局保健環境部保健行政室）
電話 0153-23-5161

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年（2024年）第12週（令和6年3月18日～令和6年3月24日）において、根室保健所管内の定点あたりのA群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者報告数が、警報基準値である8人以上（9.00人）となりましたので、まん延を防止するため根室保健所管内では警報を発令します。

今後、根室保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の感染予防

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は飛沫感染、接触感染を起こすため、患者との濃厚接触を避けることが最も重要であり、うがい、手洗いなどの一般的な予防方法が有効です。

2 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎はいずれの年齢でも起こり得ますが、3歳以下や成人では典型的な臨床像を呈する症例は少なく、学童期の小児に最も多くみられ、家庭・学校などの集団での感染も多くみられます。

突然の発熱と全身倦怠感、咽頭痛によって発症し、しばしば嘔吐を伴うことがあります。

咽頭壁は浮腫状で扁桃は浸出を伴い、軟口蓋の小点状出血あるいは舌の変化として、発症早期には白苔に覆われた舌がみられ、その後白苔が剥離して莓舌となります。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からのA群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者報告状況

（表示は、「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第8週 (2/19~2/25)	第9週 (2/26~3/3)	第10週 (3/4~3/10)	第11週 (3/11~3/17)	第12週(速報値) (3/18~3/24)
根室保健所	4 (4.00)	3 (3.00)	12 (12.00)	3 (3.00)	9 (9.00)
全道	1,115 (8.02)	1,208 (8.69)	1,404 (10.17)	1,493 (10.82)	- (-)
全国	11,591 (3.70)	12,225 (3.90)	13,810 (4.41)	14,055 (4.48)	- (-)

※ 全道のA群溶血性レンサ球菌咽頭炎流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）A群溶血性レンサ球菌咽頭炎警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、根室保健所管内の定点医療機関を受診したA群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

< A群溶血性レンサ球菌咽頭炎警報の発令基準 >

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	8	4